

1 中間検査の対象となる建築物について

平成21年神奈川県告示第265号 (抜粋)

3 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上のもの又は当該部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの。

(1) 対象建築物の判断について

対象となる工事種別は、新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）になり、規模については新築等に係る部分の「階数」又は「床面積の合計」で判断することになります。

また、「一の建築物における」について、例えば同一敷地内に用途上不可分の建築物を複数新築する場合は、それぞれの棟ごとに対象になるかどうかを判断することになります。

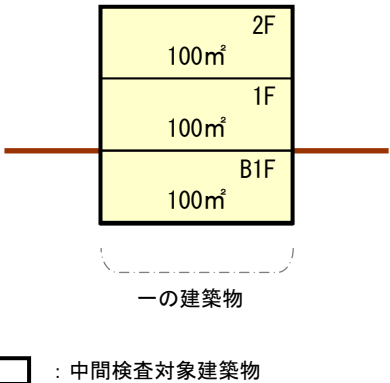
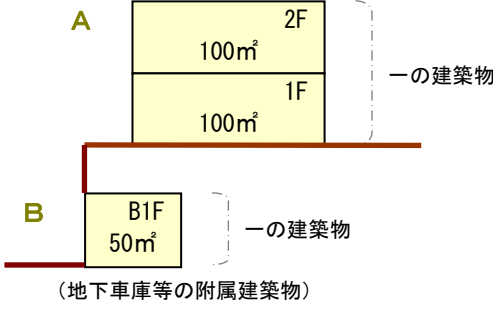
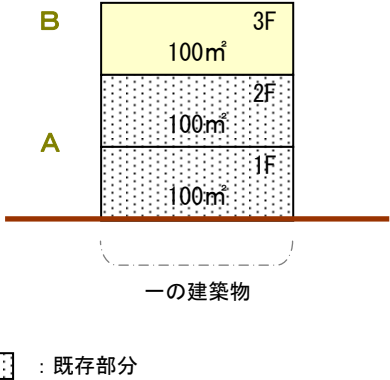
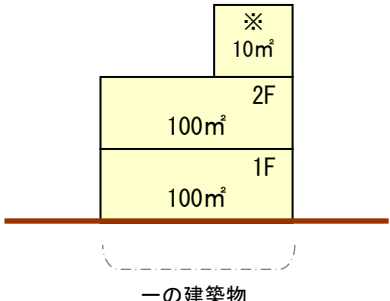
(2) 「階数」について

一の建築物における新築等に係る部分の階数が3以上のものが対象になり、地階か地上階かを問わずその合計で判断することになります。

なお、階数については建築基準法施行令第2条第1項第8号に規定されているとおり、建築物の部分によって階数を異にする場合はその最大なものにより、昇降機塔などの屋上部分や地階の機械室などの建築物の部分で水平投影面積の合計が建築面積の八分の一以下のものは階数に算入しません。

その他個々の取扱いについては、以下に示す事例を参考にして下さい。

	事 例 (断面図)	解 説
①		地上3階、床面積の合計が300㎡の建築物を新築する事例です。 一の建築物における新築に係る部分の階数は3のため、中間検査の対象になります。

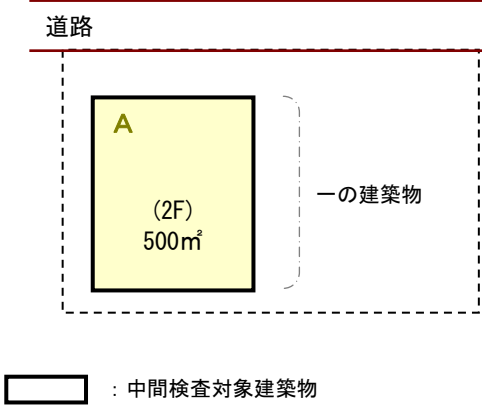
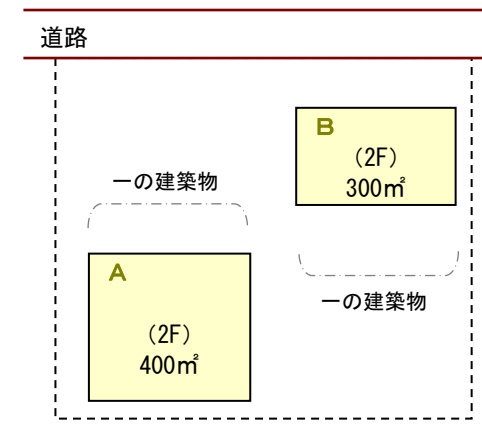
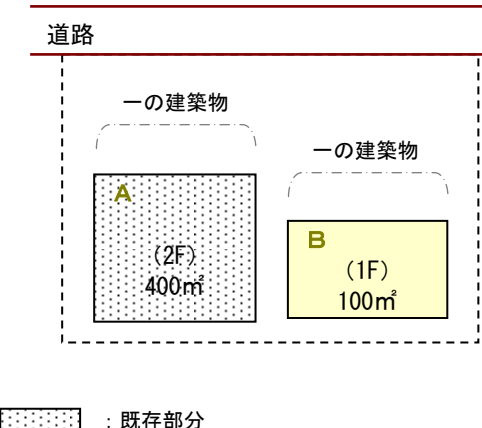
<p>②</p>	 <p>一の建築物</p> <p>□ : 中間検査対象建築物</p>	<p>地上2階地下1階、床面積の合計が300㎡の建築物を新築する事例です。</p> <p>事例①と同様に、一の建築物における新築に係る部分の階数は3のため、中間検査の対象になります。</p>
<p>③</p>	 <p>一の建築物</p> <p>一の建築物 (地下車庫等の附属建築物)</p>	<p>地上2階、床面積の合計が200㎡の建築物Aと地下1階、床面積の合計が50㎡の建築物Bを、同一敷地内に2棟新築する事例です。</p> <p>建築物Aについて、一の建築物における新築に係る部分の階数は2のため、中間検査の対象になりません。</p> <p>また建築物Bについて、一の建築物における新築に係る部分の階数が1のため、中間検査の対象になりません。</p>
<p>④</p>	 <p>一の建築物</p> <p>□ : 既存部分</p>	<p>地上2階、床面積の合計が200㎡の既存建築物Aの上部に、階数1、床面積の合計が100㎡の建築物Bを増築する事例です。</p> <p>増築後に1棟の建築物として階数は3になりますが、一の建築物における増築に係る部分の階数は1のため、中間検査の対象になりません。</p>
<p>⑤</p>	 <p>一の建築物</p> <p>※階数に算入されない昇降機塔</p>	<p>地上2階、床面積の合計が210㎡の建築物を新築する事例です。</p> <p>この事例では最上階の昇降機塔は階数に算入されず、一の建築物における新築に係る部分の階数は2のため、中間検査の対象になりません。</p>

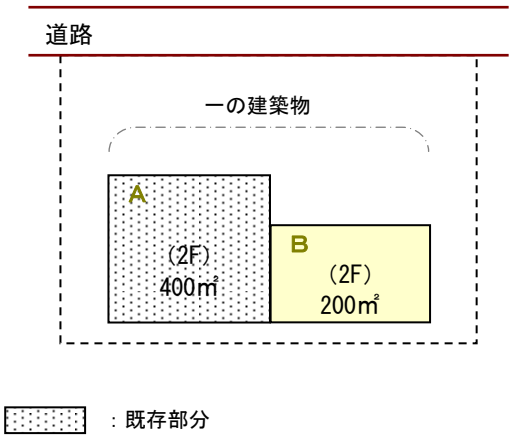
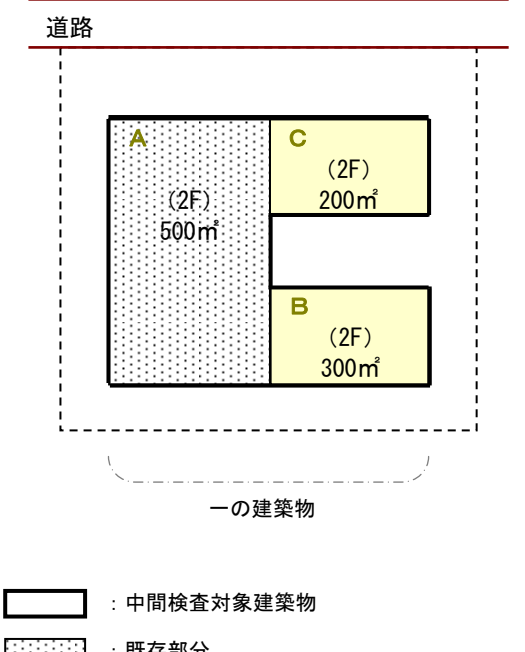
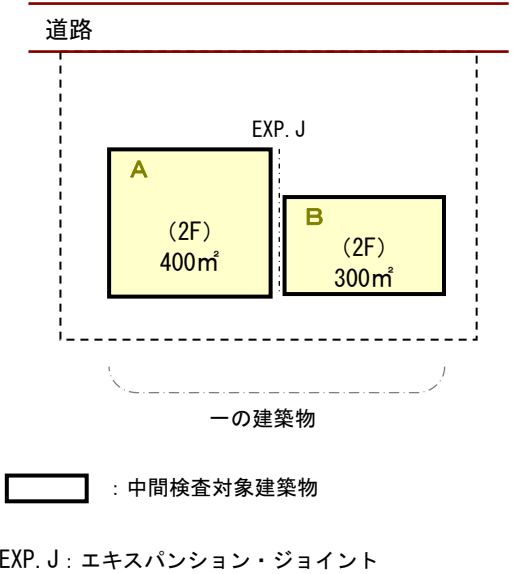
⑥	<p>一の建築物</p> <p> : 中間検査対象建築物 : 既存部分 </p>	<p>地上2階、床面積の合計が200㎡の既存建築物Aに、地上3階、床面積の合計が300㎡の建築物Bを横増築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築に係る部分の階数は3のため、当該建築物は中間検査の対象建築物になります。</p>
⑦	<p>一の建築物</p> <p> : 既存部分 </p>	<p>地上3階、床面積の合計が300㎡の既存建築物Aに、地上2階、床面積の合計が200㎡の建築物Bを横増築する事例です。</p> <p>1棟の建築物として階数3ですが、一の建築物における増築に係る部分の階数は2のため、中間検査の対象になりません。</p>
⑧	<p>一の建築物</p> <p> : 中間検査対象建築物 : 既存部分 </p>	<p>地上2階、床面積の合計が200㎡の既存建築物Aに、地上3階、床面積の合計が300㎡の建築物Bと地上1階、床面積の合計が100㎡の建築物Cをそれぞれ横増築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築に係る部分の最大の階数は3のため、当該建築物は中間検査の対象建築物になります。</p>

(3) 「床面積の合計」について

床面積については、一の建築物における新築等に係る部分の床面積の合計としていることから、例えば一の建築物において2ヶ所以上増築する場合、当該増築部分の床面積の合計によって中間検査の対象になるかどうか判断することになります。

その他個々の取扱いについては、以下に示す事例を参照して下さい。

	事 例（平面図）	解 説
①		<p>地上2階（階数2）、床面積の合計が500㎡の建築物Aを新築する事例です。</p> <p>一の建築物として新築に係る部分の床面積の合計が500㎡のため、中間検査の対象になります。</p>
②		<p>同一敷地内に用途上不可分の地上2階（階数2）、床面積の合計が400㎡の建築物Aと地上2階（階数2）、床面積の合計が300㎡の建築物Bを2棟新築する事例です。</p> <p>建築物Aについて、一の建築物として新築に係る部分の床面積の合計が400㎡のため、中間検査の対象になりません。</p> <p>また、建築物Bについても、一の建築物として新築に係る部分の床面積の合計が300㎡のため、中間検査の対象になりません。</p>
③		<p>地上2階（階数2）、床面積の合計が400㎡の既存建築物Aの敷地に、平屋（階数1）、床面積の合計が100㎡の附属建築物Bを増築する事例です。</p> <p>建築物Bについて、一の建築物として増築に係る部分の床面積の合計は100㎡のため、中間検査の対象にはなりません。</p>

<p>④</p>	 <p>道路</p> <p>一の建築物</p> <p>A (2F) 400㎡</p> <p>B (2F) 200㎡</p> <p>: 既存部分</p>	<p>地上2階（階数2）、床面積の合計が400㎡の既存建築物Aに、地上2階（階数2）、床面積の合計が200㎡のBを横増築する事例です。</p> <p>1棟の建築物として床面積の合計は600㎡ですが、一の建築物として増築に係る部分の床面積の合計は200㎡のため、中間検査の対象になりません。</p>
<p>⑤</p>	 <p>道路</p> <p>一の建築物</p> <p>A (2F) 500㎡</p> <p>B (2F) 300㎡</p> <p>C (2F) 200㎡</p> <p>: 中間検査対象建築物</p> <p>: 既存部分</p>	<p>地上2階（階数2）、床面積の合計が500㎡の既存建築物Aに、地上2階（階数2）、床面積の合計が300㎡の建築物Bと地上2階（階数2）、床面積の合計が200㎡の建築物Cをそれぞれ横増築する事例です。</p> <p>一の建築物として増築に係る部分の床面積の合計は500㎡（B+C=500㎡）のため、中間検査の対象になります。</p>
<p>⑥</p>	 <p>道路</p> <p>一の建築物</p> <p>A (2F) 400㎡</p> <p>B (2F) 300㎡</p> <p>EXP. J</p> <p>: 中間検査対象建築物</p> <p>EXP. J : エクスパンション・ジョイント</p>	<p>構造上独立した地上2階（階数2）、床面積の合計が400㎡の建築物Aと地上2階（階数2）、床面積の合計が300㎡の建築物Bを、エクスパンション・ジョイント（EXP. J）を介して1棟を新築する事例です。</p> <p>一の建築物として新築に係る部分の床面積の合計は700㎡（A+B=700㎡）のため、中間検査の対象になります。</p>

2 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程について

平成21年神奈川県告示第265号（抜粋）

4 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程

中間検査を行う 建築物の構造	基礎に関する工程		建て方に関する工程	
	特定工程	特定工程 後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造 が木造（在来軸 組工法又は枠組 壁工法）	基礎の配筋 工事	基礎の配筋を 覆うコンクリ ートを打ち込 む工事	屋根の小屋組工事及び 構造耐力上主要な軸組 の工事並びに枠組壁工 法にあつては、耐力壁 の工事	～省略～
(2) 主要な構造 が鉄骨造	同	同	鉄骨造の部分におい て、初めて工事を施工 する階の建て方工事	～省略～
(3) 主要な構造 が鉄筋コンク リート造（壁 式鉄筋コンク リート造を含 む。）	同	同	階数が1の場合は屋根 版及びこれを支持する はりの配筋工事、階数 が2以上の場合には鉄筋 コンクリート造の部分 において、その最下階 から数えた階数が2の 主要構造部である床版 及びこれを支持するは りの配筋工事	～省略～
(4) 主要な構造 が鉄骨鉄筋コ ンクリート造	同	同	鉄骨造の部分におい て、初めて工事を施工 する階の建て方工事	～省略～
(5) 主要な構造 がプレキャスト 鉄筋コンク リート造	同	同	階数が1の場合は屋根 版、階数が2以上の場 合はプレキャスト鉄筋 コンクリート造の部分 において、その最下階 から数えた階数が2の 主要構造部である床版 を取り付ける工事	～省略～
(6) 主要な構造 が上記に掲げ る構造以外の もの	同	同		

備考 この表において「主要な構造」とは、1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが2以上となるときは、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）をいう。

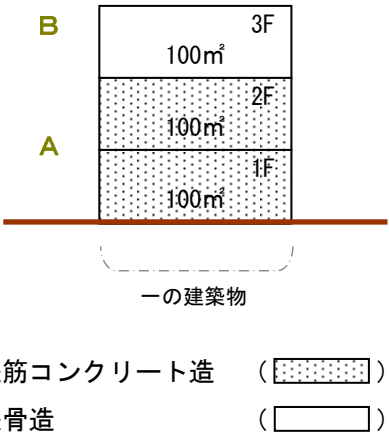

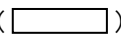
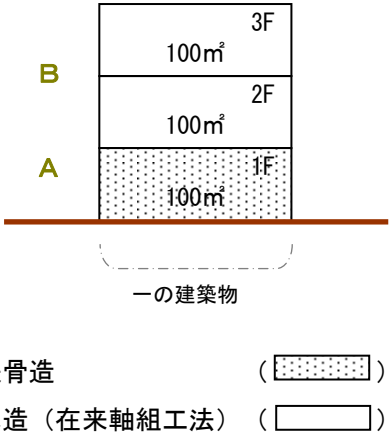
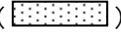
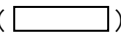
(1) 全国一律に中間検査の対象となる階数が3以上の共同住宅の取扱いについて

法で定める特定工程との重複を避けるため、全国一律に中間検査の対象となる階数が3以上の共同住宅については、建て方に関する工程の欄の規定は適用されません。よって、法第7条の3第1項第1号に規定する工事の工程を含む建築物については、基礎に関する工程についてのみ適用されます（建て方に関する工程については、法に定める特定工程で中間検査を受ける必要がありますのでご注意ください）。

(2) 主要な構造について

特定工程及び特定工程後の工程（以下「特定工程等」という。）は、表「中間検査を行う建築物の構造」の欄に規定する主要な構造に応じてそれぞれ規定しています。

主要な構造とは、「1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが2以上となるときは、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）」としていますが、個々の取扱いについては、以下に示す事例を参考にして下さい。

	事 例（断面図）	解 説
①	 <p>A : 鉄筋コンクリート造 () B : 鉄骨造 ()</p>	<p>鉄筋コンクリート造と鉄骨造の2つの構造を併用する建築物を新築する事例です。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、最大のものは鉄筋コンクリート造の部分（A=200㎡）になりますので、主要な構造は鉄筋コンクリート造となります。</p>
②	 <p>A : 鉄骨造 () B : 木造（在来軸組工法） ()</p>	<p>鉄骨造と木造（在来軸組工法）の2つの構造を併用する建築物を新築する事例です。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、最大のものは木造（在来軸組工法）の部分（B=200㎡）になりますので、主要な構造は木造（在来軸組工法）となります。</p>

(3) 基礎及び建て方に関する特定工程について

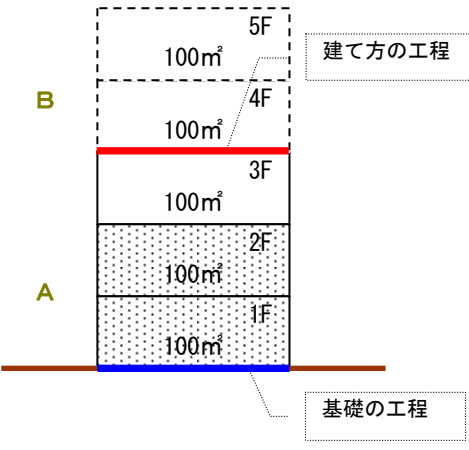


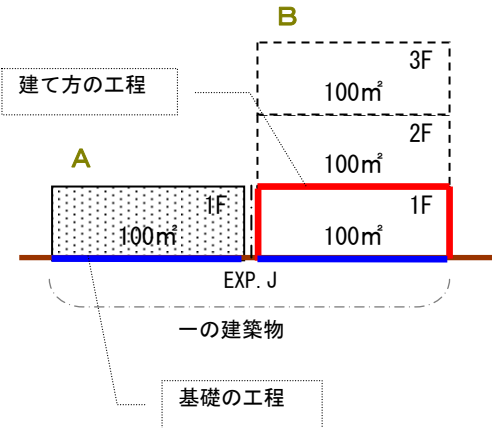
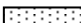
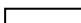
基礎及び建て方に関する特定工程については、一の建築物における新築等に係る部分に適用されます。

基礎に関する工程について、告示では特定工程は「基礎の配筋工事」、後続工程は「基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事」と一律に規定しており、主要な構造の区分にかかわらず一の建築物の基礎に関する工事の工程が対象になることを意味しています。よって、以下の事例のような2以上の異なる構造を有する建築物（混構造）の場合であっても、全ての基礎の配筋工事が対象になります。

建て方に関する工程に係る特定工程等については、主要な構造の区分に応じてそれぞれ規定しています。よって中間検査の対象となる建築物の構造が1であれば、当該構造が主要な構造になり、2以上の異なる構造を有する建築物であれば主要な構造と判断した構造部分に係る特定工程等が対象になります。

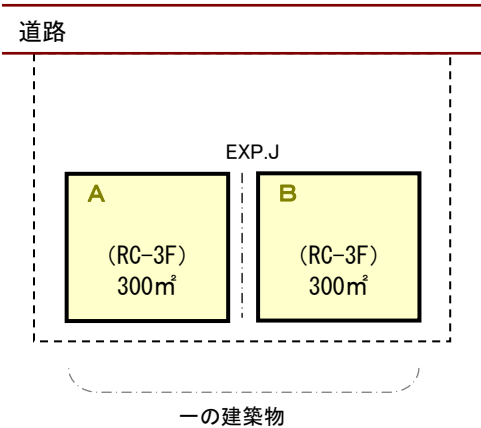
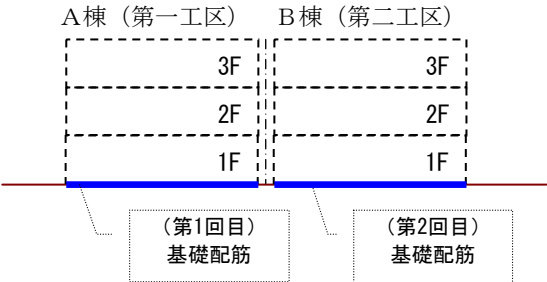
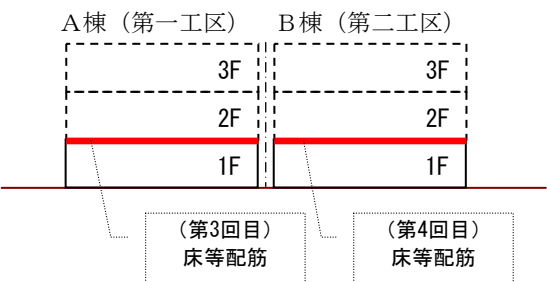
個々の取扱いについては、以下に示す事例を参考にして下さい。

	事 例	解 説
①	<p>鉄筋コンクリート造の場合</p>	<p>地上3階（階数3）、床面積の合計が300㎡の鉄筋コンクリート造の建築物を新築する事例です。</p> <p>基礎に関する工程に係る特定工程は、基礎の配筋が終了した時点で中間検査を行うこととなります（左図の青線部分）。</p> <p>また当該建築物の階数は2以上なので、建て方に関する工程に係る特定工程は、鉄筋コンクリート部分の最下階（1階）から数えた階数が2の床版及びこれを支持するはりの配筋工事が終了した時点で中間検査を行うこととなります（左図の赤線部分）。</p>
②	<p>鉄筋コンクリート造の場合</p>	<p>地上2階地下1階（階数3）、床面積の合計が300㎡の鉄筋コンクリート造の建築物を新築する事例です。</p> <p>基礎に関する工程に係る特定工程は、基礎の配筋工事が終了した時点で中間検査を行うこととなります（左図の青線部分）。</p> <p>当該建築物の階数は2以上なので、建て方に関する工程に係る特定工程は、鉄筋コンクリート部分の最下階（地下1階）から数えた階数が2の床版及びこれを支持するはりの配筋工事になりますので、1階の床及び梁の配筋が終了した時点で中間検査を行うこととなります（左図の赤線部分）。</p>

<p>③</p>	 <p>A : 鉄骨鉄筋コンクリート造 ()</p> <p>B : 鉄筋コンクリート造 ()</p>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造と鉄筋コンクリート造の2つの構造を併用するもので、階数5、床面積の合計が500㎡の建築物を新築する事例です。</p> <p>基礎に関する工程に係る特定工程は、基礎の配筋工事が終了した時点で中間検査を行うこととなります（左図の青線部分）。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものは鉄筋コンクリート造の部分（A=300㎡）になりますので、主要な構造は鉄筋コンクリート造となります。</p> <p>建て方に関する工程に係る特定工程は、鉄筋コンクリート部分の最下階（3階）から数えた階数が2の床版及びこれを支持するはりの配筋工事になりますので、4階の床及び梁の配筋が終了した時点で中間検査を行うこととなります（左図の赤線部分）。</p>
<p>④</p>	 <p>A : 鉄筋コンクリート造 ()</p> <p>B : 鉄骨造 ()</p> <p>EXP. J : エクspansion・ジョイント</p>	<p>鉄筋コンクリート造と鉄骨造の2つの構造を併用する建築物を新築する事例です。</p> <p>基礎に関する工程に係る特定工程は、主要な構造の区分にかかわらず一の建築物の基礎に関する工事の工程が対象になりますので、左図のとおりとなります（青線部分）。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、その床面積の合計が最大のものは鉄骨造の部分（B=300㎡）なので、主要な構造は鉄骨造となります。</p> <p>建て方に関する工程に係る特定工程は、鉄骨造の部分において初めて工事を施工する階の建て方工事になりますので、鉄骨造の部分において1階の建て方工事が終了した時点（*建て方工事を1層ごとに行う場合）で中間検査を行うこととなります（左図の赤線部分）。*検査前に施工された建築物の部分は検査対象となりますので、柱1節に係るはりの架った階までを床があるものとして検査を行います。</p>

(4) 複数の工区に分けて施工する場合の取扱いについて

2以上の部分がエキスパンション・ジョイント（EXP. J）のみで接する一の建築物を新築する場合で、それぞれの部分を工区に分けて施工する場合は、それぞれの工区で中間検査を受ける必要があります。

事例	解説
<p>鉄筋コンクリート造の場合</p>  <p>EXP. J : エキスパンション・ジョイント</p>	<p>構造上独立した建築物 A 及び B を、EXP. J を介して 1 棟新築する事例です。A と B が特定工程に達する時期が異なる場合、それぞれの工区で基礎及び建て方に関する工事の工程で中間検査が必要です。</p> <p>○基礎に関する工程（例）</p>  <p>○建て方に関する工程（例）</p> 

(4)-2 複数の工区等に分けて施工する場合（それぞれの工区等がエキスパンション・ジョイント（EXP. J）のみで接する場合以外）の取扱いについて

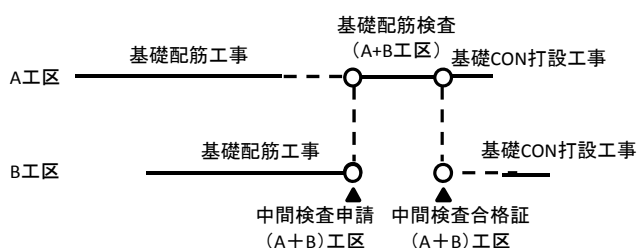
2以上の部分がエキスパンション・ジョイント（EXP. J）のみで接する場合に限らず、施工の都合等により工区分け等を行う場合は、それぞれの工区等で中間検査を受ける必要があります。ただし、複数の工区等のいずれもが、同時に特定工程に係る工事を終え、かつ特定工程後の工事を施工していない状態で検査を行うことが可能であれば、当該工区等を一度に検査することができます。

（参考例）事例①の基礎に関する工程で考えられる工程表のパターン

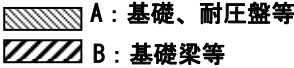

<A、B工区が特定工程に達する時期が異なる場合>



<A、B工区のいずれもが、同時に特定工程に係る工事を終える場合>



	事例	解説
①	<p>鉄筋コンクリート造（平面的な打継による工区分けを行う場合）</p> <div style="text-align: center;"> <p>道路</p> <p>打継による 工区分け</p> <p>A工区 B工区</p> <p>1の建築物 (構造上一体)</p> </div>	<p>1棟の建築物をコンクリート打設数量等の理由により、平面的に打継ぎをして工区分けした事例です。</p> <p>AとBが特定工程に達する時期が異なる場合、それぞれの工区において基礎及び建て方に関する工事の工程の中間検査が必要です。</p> <p>○基礎に関する工程（例）</p> <div style="text-align: center;"> <p>A工区 B工区</p> <p>3F 3F</p> <p>2F 2F</p> <p>1F 1F</p> <p>(第1回目) 基礎配筋 (第2回目) 基礎配筋</p> </div> <p>○建て方に関する工程（例）</p> <div style="text-align: center;"> <p>A工区 B工区</p> <p>3F 3F</p> <p>2F 2F</p> <p>1F 1F</p> <p>(第3回目) 床等配筋 (第4回目) 床等配筋</p> </div>

<p>②</p>	<p>鉄筋コンクリート造（基礎のコンクリート打設を分割して行う場合）</p>	<p>基礎耐圧盤、フーチング等のコンクリート打設範囲と基礎梁等のコンクリート打設範囲とで分割した事例です。</p> <p>下図のAとBの配筋を覆うコンクリートの打設工事の時期が異なる場合はそれぞれの配筋工事について中間検査が必要です。</p> <p>なお、Aの配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事は、Aに係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できません。</p> <p>また、Bの配筋において、Aのコンクリート打設により影響を受ける部分がある場合は、Aの中間検査時に、当該部分についても併せて配筋検査を行う必要があります。</p> <p>○基礎工程において打設を分割して行う場合（例）</p> <p>  </p> <p>  </p>
----------	--	---